

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（使用申込者の資格）</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者は、コミュニティ住宅（規則で定めるコミュニティ住宅に限る。）を一時使用することができる。この場合において、コミュニティ住宅を使用することができる期間は、規則で定める。</p> <p>(1) 現に<u>墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）第3条に規定する緊急対応地区</u>内に居住し、当該居住地における規則で定める建築基準に合致する不燃建築物（仮設建築物を除く。）への建替え又は地震若しくは火災に対する安全性の向上を目的とした規則で定める建築物の改修に伴い一時的に住宅を必要とする者</p> <p>(2)〔略〕</p> <p>3〔略〕</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の規定により使用することができるコミュニティ住宅は、使用申込者が現に居住し、又は事業を行っている事業地区に係るコミュニティ住宅に限る。ただし、他の事業地区に係るコミュニティ住宅の使用に支障がないと区長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2〔同左〕</p> <p>(1) 現に<u>事業地区</u>内に居住し、当該居住地における規則で定める建築基準に合致する不燃建築物（仮設建築物を除く。）への建替え又は地震若しくは火災に対する安全性の向上を目的とした規則で定める建築物の改修に伴い一時的に住宅を必要とする者</p> <p>(2)〔略〕</p> <p>3〔略〕</p> <p>4 <u>前3項</u>の規定により使用することができるコミュニティ住宅は、使用申込者が現に居住し、又は事業を行っている事業地区に係るコミュニティ住宅に限る。ただし、他の事業地区に係るコミュニティ住宅の使用に支障がないと区長が認めるときは、この限りでない。</p>

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。